

# ラボ内機器の法令情報(抜粋)

2021年6月21日

ダルトン  
メンテナンス  
対応可否※

機器名称	法令点検(有無・頻度)		関係法令	届出の必要性	
AED	無	無	日常点検(厚生労働省HP)	無	
ICP発光分析装置	無	無	電波法 高周波利用	プラズマを使用する場合 高周波利用設備申請が必要	
pHメーター	無	無		無	弊社、他社メーカー 対応可
R1施設	あり	放射性同位元素等の規制に関する法律 第十二条の九(定期検査)	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 放射性同位元素の使用許可申請書	あり	原子力規制委員会
TOC計(全有機炭素計)	あり	特定計量器の場合のみ 検定・検査が必要	計量証明事業を行う場合 適正計量管理事業の指定を受ける場合	無	
X線回折装置	あり	定期検査 3年に1回を目安とし専門機関へ委託、5年間の記録保持義務 獣医療法施工規則	電離放射線障害防止規則 労働安全衛生法 第88条(計画の届出) 労働安全衛生規則 第85条、第86条(計画の届出等)	あり	放射線装置摘要書:工事開始の30日前まで 中央省庁、公立機関、民間機関に提出が異なる。
インキュベーター (低温)	あり	※冷凍機の有無、大きさによる。(略:フロン排出抑制法) 「簡易点検」:フロン類を使用した全ての機器が対象:四半期に1回以上 「定期点検」:7.5kW以上の冷凍用圧縮機搭載機器が対象:1年に1回以上		基本不要 ※冷凍能力1トン以上は必要	
イオンクロマトグラフィー	無	無		無	
遠心機	あり	定期自主検査 ※1年以内ごとに1回 法的区分なし 冷却機付きの場合 簡易点検 1回/四半期毎 ※圧縮機定格7.5kW以上は1回/年以上の定期点検が必要	労働安全衛生規則 第141条	無	直径1.2m以上のもの(新潟市条例)はあり 原動機の定格出力が3.7kW以上 は あり
エアシャワー、フィルターユニット	無	無		無	弊社、他社メーカー 対応可
オートクレーブ (高圧蒸気滅菌器)	あり	多くは小型圧力容器に該当 定期自主検査 労働安全衛生法第45条、労働安全衛生法施行令第13条第26号 ポイラー及び圧力容器安全規則第94条(1年に1回以上)	第一種圧力容器・定期自主検査、設置届が必要 >小型圧力容器・ラボ製品はこのカテゴリーに収まるように制作している >(簡易)容器 ・家庭内圧力鍋含む	無(小型圧力容器該当製品) ※第一種圧力容器該当製品は必要 ガス消費量1m <sup>3</sup> /h、定格消費電力10kw以上 労働安全衛生法88条	
攪拌・脱泡装置	無	遠心機に該当 法的に区分なし 定期自主検査 1年以内ごとに1回	労働安全衛生規則 第141条		
活性炭ユニット (活性炭ユニット付きドラフト含む)	あり	※局所排気装置とした場合 定期自主検査 1年以内ごとに1回 労働安全衛生法施行令第15条 有機溶剤中毒予防規則第20条、特定化学物質等障害予防規則30、31条	大気汚染防止法 特定施設設置届出書 労働安全衛生法(定期自主検査)	あり(工事開始の30日前まで) 有機溶剤中毒予防規則 特定化学物質障害予防規則	弊社、他社メーカー 対応可
ガスクロマトグラフ (質量分析)	無	無	ECD検出の場合は 放射線障害防止法、消防法、労働安全衛生法	ECD検出の場合は 必要原子力規制委員会へ申請が必要	
ガス置換炉(卓上型)	無	無		無	
空調機 (チラー)	あり	※冷凍機の有無、大きさによる。(フロン排出抑制法) 「簡易点検」:フロン類を使用した全ての機器が対象:四半期に1回以上 「定期点検」:7.5kW以上の冷凍用圧縮機搭載機器が対象:1年に1回以上	フロン排出抑制法	基本不要 ※冷凍能力1トン以上は必要	
クリーンドラフト	あり	※局所排気装置とした場合 定期自主検査 1年以内ごとに1回 労働安全衛生法施行令第15条 有機溶剤中毒予防規則第20条、特定化学物質等障害予防規則30、31条	大気汚染防止法 特定施設設置届出書 労働安全衛生法(定期自主検査)	あり(工事開始の30日前まで) 有機溶剤中毒予防規則 特定化学物質障害予防規則	弊社、他社メーカー 対応可
クリーンブース	無	無		無	弊社、他社メーカー 対応可
クリーンベンチ	無	無	JIS(性能検査)	無	弊社、他社メーカー 対応可
クリーンルーム	無	無	JIS(性能検査)	無	弊社商品 対応可 他社メーカー要相談
グローブボックス	無	無		無	弊社商品 対応可
自動研磨機	無	無	特別教育 粉じん則:作業内容に伴う法規 局所排気装置、除塵装置の設置	無 基本ラボでは適合しない。 粉じん則	
蛍光X線分析装置	無	無	X線装置の場合 電離放射線障害防止規則 機械等設置届 電波法100条、や 第三章の二	あり 放射線装置摘要書 管理区域の説明書	
顕微分光膜厚計	あり	特定計量器の場合のみ 検定・検査が必要	計量証明事業を行う場合 適正計量管理事業の指定を受ける場合	無	
正立顕微鏡	無	無	再生医療等製品の製造所における顕微鏡の設置と維持管理に 関するガイドライン2017(手引き)	無	
ケミカルハザード対策キャビネット	あり	特化則、有機則、粉じん則に該当する物質を使用時	労働安全衛生法(定期自主検査)	あり(工事開始の30日前まで) 有機溶剤中毒予防規則 特定化学物質障害予防規則 他	弊社商品 対応可 他社メーカー要相談
原子吸光度計	無	無		無	
高圧ガス	無	無(ラボでは基本該当しない) 2次側で1Mpa以上、一か所での合算量300m <sup>3</sup> 以上等の場合 高圧ガス保安法 定期自主検査 ※1年以内ごとに1回	高圧ガス保安法	無 2次側で1Mpa以上、一か所での合算量300m <sup>3</sup> 以上等の場合 高圧ガス保安法 高圧ガス製造許可申請 高圧ガス製造事業届	
恒温水槽	あり	※冷凍機の有無、大きさによる。(略:フロン排出抑制法) 「簡易点検」:フロン類を使用した全ての機器が対象:四半期に1回以上 「定期点検」:7.5kW以上の冷凍用圧縮機搭載機器が対象:1年に1回以上	フロン排出抑制法	基本不要 ※冷凍能力1トン以上は必要	
恒温乾燥器	あり	※冷凍機の有無、大きさによる。 一部大型乾燥器は乾燥設備に分類され、1回以上/年の点検が必要となる。	労働安全衛生法 第299条 ヒータ能力が10kw以上を条件に「乾燥設備作業主任者」の資格を要する。	基本不要 ※冷凍能力1トン以上は必要	
高速液体クロマトグラフ	無	無		無	
恒温(恒湿)室	あり	※冷凍機の有無、大きさによる。(略:フロン排出抑制法) 「簡易点検」:フロン類を使用した全ての機器が対象:四半期に1回以上 「定期点検」:7.5kW以上の冷凍用圧縮機搭載機器が対象:1年に1回以上	フロン排出抑制法	基本不要 ※冷凍能力1トン以上は必要	弊社商品 対応可 他社メーカー要相談
真空乾燥機	無	無 (ラボ内機器には基本該当しない)	第一種圧力容器該当の場合 定期自主検査 ※1回以上/年 乾燥設備該当の場合(容積が1m <sup>3</sup> 以上もしくはガス消費量1m <sup>3</sup> /hか定格消費電力10kw以上) 労働安全衛生法45条 ※圧力容器安全規則・構造規格	無 第一種圧力容器該当の場合は必要 乾燥設備該当の場合(容積が1m <sup>3</sup> 以上もしくはガス消費量1m <sup>3</sup> /hか定格消費電力10kw以上) は必要:労働安全衛生法88条	
真空ポンプ	無	無	※真空容器は第1種、第2種、小型ポイラー等の圧力容器には該当しない	無	

# ラボ内機器の法令情報(抜粋)

2021年6月21日

機器名称	法令点検(有無・頻度)	関係法令	届出の必要性	ダルトン メンテナンス 対応可否※
真空成膜システム	無 無 ※プラズマ等使用の場合は高周波利用申請が必要 電波法	※真空容器は第1種、第2種、小型ポイラー等の圧力容器には該当しない 電波法：高周波利用時	無 プラズマを使用する場合：高周波利用設備申請が必要	
示差走査熱量計(DSC)	無 無		無	
食品ブレンダー	無 無	※食品に関する法令は有り	無	
実験台	無 無		無	弊社商品 対応可 他社メーカー要相談
純水 / 超純水装置	無 無		無	他社メーカー要相談
集合スクラバー (スクラバー式ドラフト含む)	あり ※局所排気装置とした場合 定期自主検査 1年以内ごとに1回 労働安全衛生法施行令第15条 有機溶剤中毒予防規則第20条、特定化学物質等障害予防規則30、31条	大気汚染防止法 特定施設設置届出書 労働安全衛生法(定期自主検査)	あり(工事開始の30日前まで) 有機溶剤中毒予防規則 特定化学物質障害予防規則	弊社、他社メーカー 対応可
濁度計	あり 特定計量器の場合のみ 検定・検査が必要	計量証明事業を行う場合 適正計量管理事業の指定を受ける場合	無	
ダクトレスフード	あり ※納入時の設定による 吸引流量の定期測定や適切なフィルター交換等、 装置の性能を維持するための保守・点検ルールが定められ、 確実に実行されるための責任者等の管理体制が明らかにされていること。		発散防止抑制措置	弊社商品 対応可 他社メーカー要相談
電子天秤	あり 特定計量器の場合のみ 2年に1回の定期検査	計量証明事業を行う場合 適正計量管理事業の指定を受ける場合	無	
電子顕微鏡	あり ※冷水循環装置保持器のみ※冷凍機の有無、大きさによる(略：フロン排出抑制法) 「簡易点検」：フロン類を使用した全ての機器が対象；四半期に1回以上 「定期点検」：7.5kN以上の冷凍用圧縮機搭載機器が対象；1年に1回以上	フロン排出抑制法	あり 放射線装置として 1メガ電子ボルト以上のエネルギーを有するエックス線を発生する電子顕微鏡	
電気マッフル炉	無 無		無	
動物飼育装置	あり 機関内規程による 自己点検(毎年1回程度公表すること) 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に適合する機関内規程	実験動物生産施設・設備及び管理に関する指針 実験動物の飼養及び保管等に関する基準 動物の繁殖及び管理に関する法律 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	飼養保管施設を設置する場合 学長へ設置承認の申請を行い、承認を受けなければならない	
ドラフトチャンバー	あり ※局所排気装置とした場合 定期自主検査 1年以内ごとに1回 労働安全衛生法施行令第15条 有機溶剤中毒予防規則第20条、特定化学物質等障害予防規則30、31条	労働安全衛生法(定期自主検査)	あり(工事開始の30日前まで) 有機溶剤中毒予防規則 特定化学物質障害予防規則	弊社、他社メーカー 対応可
流し台	あり 有害物使用時 有害物質使用特定施設として1回/年、又は1回/6月以上	排水に関して(洗浄を伴う特定施設として) 水質汚濁防止法、下水道法 特定施設設置届出書	無	弊社、他社メーカー 対応可
ナノマテリアル対策キャビネット	あり 特化則、有機則、粉じん則に該当する物質を使用時	労働安全衛生法(定期自主検査)	あり(工事開始の30日前まで) 有機溶剤中毒予防規則 特定化学物質障害予防規則 他	弊社商品 対応可 他社メーカー要相談
万能試験機	あり 特定計量器の場合のみ 検定・検査が必要 ISO/IEC17025の要求事項に基づいて校正	計量証明事業を行う場合 適正計量管理事業の指定を受ける場合	無	
バイオガードクリーンベンチ	無 無		無	弊社、他社メーカー 対応可
バイオハザード対策用キャビネット	あり ※研究する菌、病原体等の種類による 定期~1回/年 点検 感染症法56条		無	弊社、他社メーカー 対応可
微量元素分析装置	無 無	X線装置の場合 電離放射線障害防止規則 機械等設置届 電波法100条 や 第三章の二	X線装置の場合 労働基準監督署へ設置届の提出	
微生物検出装置	無 無		無	
フーリエ変換赤外分光光度計(F-TIR)	無 無		無	
ファン(ドラフト付随排気ファン)	あり ※局所排気装置とした場合 定期自主検査 1年以内ごとに1回 労働安全衛生法施行令第15条 有機溶剤中毒予防規則第20条、特定化学物質等障害予防規則30、31条	騒音規制法 特定施設設置届出書 振動規制法 特定施設設置届出書	あり(工事開始の30日前まで) 有機溶剤中毒予防規則 特定化学物質障害予防規則	弊社、他社メーカー 対応可
分光光度計	無 無	使用の薬品や試料による規則が適用。	無	
マイクロウェーブ試料前処理システム	無 無	電波法 高周波利用	高周波利用設置申請 通信局へ届出が必要	
薬品保管庫	無 無	毒劇物法(薬品による・貯蔵等する際に対応が必要) 消防法等(薬品による・量により許可や届出が必要)	無	弊社商品 対応可
薬用保冷庫 (冷蔵冷凍庫) (製氷機)	あり ※冷凍機の有無、大きさによる。(略：フロン排出抑制法) 「簡易点検」：フロン類を使用した全ての機器が対象；四半期に1回以上 「定期点検」：7.5kN以上の冷凍用圧縮機搭載機器が対象；1年に1回以上	フロン排出抑制法	基本不要 ※冷凍能力1トン以上は必要	弊社商品 対応可
ラマン分光装置	無 無	レーザー光線による障害の防止対策について	あり レーザー光線の使用によりクラス分けがある。クラス分けにより判断	
粒度分布計(粒度分布測定装置)	無 無		無	
環境 ラボ 研究室 研究環境	あり 作業環境測定 特定化学物質障害予防規則36条 6か月以内ごとに1回 有機溶剤中毒予防規則28条 6か月以内ごとに1回	労働安全衛生法施行令第21条	無	ご相談ください

## 株式会社 ダルトン メンテナンス

**お問い合わせアドレス** : [maintenance@dalton.co.jp](mailto:maintenance@dalton.co.jp) **東京** TEL 03-5148-8615  
**ホームページURL** : [www.dalton-maintenance.co.jp](http://www.dalton-maintenance.co.jp) **仙台** TEL 022-204-5763  
**名古屋** TEL 052-209-6554  
**大阪** TEL 06-6268-8777  
**広島** TEL 082-568-4503  
**九州** TEL 092-411-2880

※  
 他社メーカーの場合、状況により現場  
 調査、機器を特定できる資料(取扱説  
 明書等)が必要になります。  
 修繕等において、対応が難しい場合も  
 ございますが、まずはご相談ください。